

国民年金制度

4月から納付先や手続きなどが変わります

国民年金は、老齢や障害などで収入がなくなったときに、安定した収入源となって、みなさんの生活を支えるしくみです。これまで、社会情勢に合わせ改正が行われてきましたが、4からは保険料の収納業務と届出方法の一部が変わりますのでご注意ください。

◆保険料の納付

納付先が市から
社会保険庁へ

これまで、みなさんが納める保険料の納付先は市になっていましたが、これからは社会保険庁（国）に変更になります。保険料の納付案内書は社会保険庁から直接送付されます。

また、郵便局や一部の金融機関では納付できませんでしたが、これからは全国の金融機関（郵便局、農協、漁協、国民年金基金（基金）の加入者に限り）で納められるようになります。

現在、保険料の口座振替を利用している人は、自動的に振替先が市から社会保険庁に移行されますので、本人の手続きは不要です。

◆第3号被保険者の届出

サラリーマンの奥さん
届出が変わります

現在、第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者）の届け出は、市が窓口となっ

【変更前】

第3号被保険者
（各種届書）

市区町村
国民年金担当窓口

社会保険事務所

【変更後】

第3号被保険者
（各種届書）

配偶者の勤めている
会社など

社会保険事務所

ていますが、4月から、扶養者の勤め先が窓口となります。

第3号被保険者の資格取得などの際は、健康保険の被扶養者届、第3号被保険者届に年金手帳を添えて、扶養者の勤め先に提出してください。

第3号被保険者とは、厚生年金

第○号被保険者ってどんな人？

第1号被保険者

自営業や自由業の人とその配偶者、フリーター、学生など



第2号、第3号被保険者以外の方は必ず第1号被保険者になります

第2号被保険者

職場の厚生年金保険や共済組合に加入している人



厚生年金保険などの制度を通して国民年金に加入しています

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者



本人の保険料負担はありません

や共済組合などに加入している夫（妻）に扶養されている妻（夫）で、20歳以上60歳未満の人です（一般的にはサラリーマンに扶養されている奥さんが該当します）。扶養者が退職したり、離婚、死別をして、第3号被保険者から第

1号被保険者へ変更になるときには、保険年金課の窓口で届け出をしてください。

※くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所（☎0478・55・1661）または市保険年金課（☎20・1526）へ。

こんなところも変わります

◆ 老齢基礎年金

請求先が社会保険事務所に

次のような人は、従来は市で手続きができましたが、これからは千葉社会保険事務局佐原事務所(下図)での手続きとなります。

○第3号被保険者期間のある人が老齢基礎年金を請求するとき
○老齢基礎年金の受給者が亡くなったとき(昭和61年4月以降に受給するようになった人が対象)

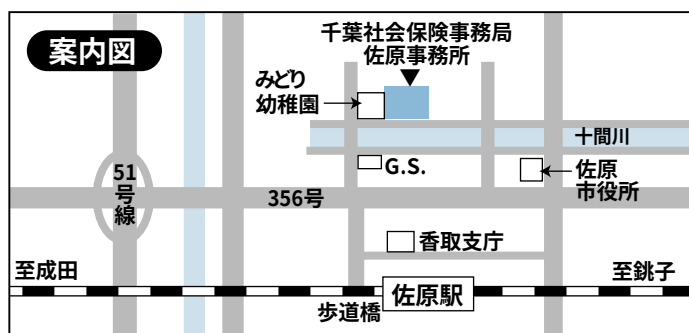
◆ 保険料免除制度

新たに半額免除が

全額免除だけだったものが、全額免除と半額免除の2種類になり



ねんきんななちゃん



〒287-8585 佐原市佐原口2116-1 ☎ 0478(55)1661(国民年金部門)

ます。どちらでも申請して承認された場合に限りませんが、半額免除については、保険料の半額を加入者が支払うこととなります。

なお、半額免除の残りの半額を納付しなかった場合には、その期間は年金受給期間に含まれないだけでなく、保険料未納期間となってしまう。将来、年金を受けるときに減額になることもありますので、ご注意ください。

◆ 学生納付特例制度

夜間部などの学生も対象に

学生本人の所得が一定以下の場合、申請し認められれば、学生の間の保険料納付が猶予されます。

この対象となる学生が、これまでは昼間の大学生、短大生、専門学校生に限られていましたが、これからは夜間部、定時制課程、通信制課程に在学する学生も納付特例が受けられるようになります。



※14年度の免除や特例を希望する人は、4月1日以降に申請してください。くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)または市保険年金課(☎20-1526)へ。

消費生活相談 Q&A

多重債務になったら

Q サラ金数社から合計300万円を借金しましたが、返済が困難となり業者から厳しい請求を受けて毎日が不安です。どうしたらよいでしょうか。

A 多額の債務を抱えて、返済不能に陥った多重債務者からの相談が増えています。返済のことは考えられず、ほかから借りて返そうと更に借金を繰り返しては、雪だるま式に借金が増えるだけで解決になりません。ここで、返済をすべて止めて、きちっとした法的手続きでの債務整理を考えましょう。

債務整理には、任意整理、個人再生手続き、自己破産などがあります。弁護士に依頼するか、自ら裁判所に行って申し立ての手続きを取り通知書を送ると、貸金業者や債権者からの支払請求(督促)は止まります。消費生活センターでは、相談機関などを紹介していますのでお問い合わせください。

返済に困っている人に対して、即決融資、担保不要などの広告やダイレクトメールが送られてきます。違法な融資をするヤミ金融はあまりにも危険です。

違法融資で相談を受けた中には、



5万円の融資を申し込み、3万5千円を受け取り、10日ごとに1万5千円を口座に振り込めと電話で催促され、合計21万円を支払ったという事例もありました。このような違法融資の被害に遭ったら、支払いをやめて警察に届け出ましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

市営駐輪場の利用登録の申し込み

受け付けは3月10日から市役所で

市営登録駐輪場は、JR成田駅・京成成田駅の周辺に4施設あります。ここに自転車と原動機付自転車を合わせて約4、100台収容することができます。

市では、市営駐輪場の利用登録の受け付けを3月10日(日)から次のとおり行います。

なお、市民以外の人利用登録の受け付けは3月18日(月)から行います。

●日時と登録会場：左表のとおり

●利用車両：自転車、原動機付自転車(50cc以下)

●登録手数料：左表のとおり(年間1台につき)

●登録手続き：住所・氏名・生年月日を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など)と登録手数料を持って登録会場へ。自転車は車体番号と色を登録しますので、これらを控えてきてください。昨年の登録

●登録手続き：住所・氏名・生年月日を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など)と登録手数料を持って登録会場へ。自転車は車体番号と色を登録しますので、これらを控えてきてください。昨年の登録

登録会場

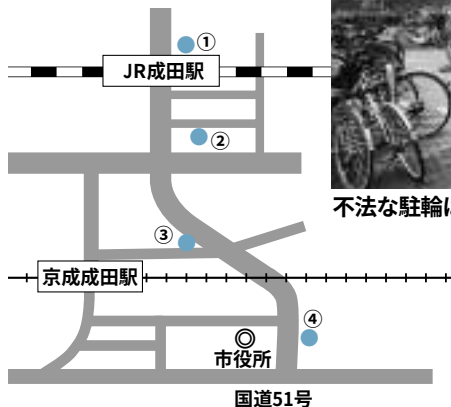
期 日	会場	時間	対象者
3月10日(日)	市役所1階ロビー	午前9時～正午 午後1時～3時	市民
3月11日(月)～15日(金)	市役所2階202会議室	午前9時～正午 午後1時～5時	
3月18日(月)～4月10日(水) (土・日曜日、祝日除く)	市役所2階202会議室	午前9時～正午 午後1時～5時	市民および市民以外の人
4月11日(木)以降 (土・日曜日、祝日除く)	市役所2階市民生活課		

登録手数料(年間1台につき)

種 類	市民		市民以外	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車(50ccまで)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円



不法な駐輪は通行の妨げに



- ① JR成田駅西口駐輪場
- ② JR成田駅東口駐輪場
- ③ 京成成田駅前駐輪場
- ④ 栗山駐輪場

証を提示しても受け付けできません。また、登録は1人1台に限りま。

市・県民税の申告と所得税の確定申告

3月15日までに手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告は、3月15日(金)まで(土・日曜日を除く)次のとおり受け付けています。申告期限間際になると、会場が大変込み合いますので、早めの申告をお願いいたします。

●受付期限：3月15日(金)

●受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時(公民館での受け付けは午後4時までです)

午前中の受付は混雑の状況により、正午前に終了する場合があります。ご了承ください。

●会場

○市・県民税の申告：市役所6階中会議室

○所得税の確定申告：市役所6階中会議室と成田税務署のどちらでも受け付けますが、次に該当する人については、税務署でお願いいたします。

▽分離課税となる譲渡所得のある人

▽事業収入、不動産収入が500

申告会場

受け付け日	会 場	受付時間
3月1日(金)	遠山公民館	午前9時～正午
3月5日(火)	中央公民館	
3月6日(水)	豊住公民館	午後1時～4時
3月7日(木)	久住公民館	



申告が済んでいない人はお早めに

▽青色申告をする人
なお、当日に限り左表の公民館でも受け付けています。

※くわしくは市民生活課(☎20・1527)へ。

※くわしくは税務課(☎20・1513)または成田税務署(☎28・5151)へ。

◆市民相談所(☎ 20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 14日(木) 10時～3時

不動産相談 19日(火) 10時～正午

税務相談 19日(火) 10時～3時

外国人相談

14日(木)・28日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんばいごと・なやみごと相談

26日(火) 9時～4時

市民よろず相談 16日(土) 1時～4時

会場 JA成田市サンポップ2階会議室(寺台)

◆商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 14日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

◆パートサテライト(☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

◆消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

◆保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

◆市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 5日(火) 10時～3時

◆社会福祉協議会(☎ 20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 7日(木) 9時～正午

◆児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

◆厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時～3時

◆教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

◆教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

各種証明書の手数料

4月1日から交付手数料が改定されます

市では多くの行政サービスを行っていますが、そのための経費は一部を利用者の負担によって、残りの部分の多くは市税によってま

かなわれています。近年、行政サービスが、市民のニーズに合わせて多様化しているため、その提供にかかる経費も

徐々に増加しているのが実情です。県内の多くの市では、負担のアンバランスを解消するため手数料などの改定が行われています。しかし、成田市では、多くの手数料は昭和60年4月以降、改定しないまま現在に至っています。

証明書などの種類	現行(円)	改定後(円)
税務課(☎20-1513) 納税証明書、課税証明書、所得等証明書、所得証明書、非課税証明書、住所(法人)証明書	200	300
資産税課(☎20-1514) 資産に関する証明書、公簿・公文書または地図の閲覧	200	300
市民課(☎20-1525) 身分に関する証明書、埋火葬に関する証明書、印鑑登録証、印鑑登録に関する証明書、住民票または除かれた住民票の写し、住民票の記載事項に関する証明書、住民基本台帳の閲覧、戸籍の附票または除かれた戸籍の附票の写し、外国人登録に関する証明書	200	300
電算住民リストの閲覧	4,000	5,000
その他の証明	200	300

※軽自動車車検継続検査用納税証明書は現行のまま無料です。

そこで、平成13年度に「受益と負担の適正化・負担の公平確保」という観点から見直しを行った結果、4月1日から左上表の手数料について改定することとなりました。市民のみなさんご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは各担当課へ。

固定資産課税台帳の縦覧

資産税課で

3月1日から

平成14年度の固定資産課税台帳の縦覧を行います。縦覧を希望する人は運転免許証や健康保険証など、身分を確認できるものを持参してください。

●期間 3月1日(金)～29日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)
●時間 午前8時30分～午後5時
●場所 資産税課(市役所2階)
●縦覧できる人 所有者本人、所有者の委任状を持参した人、納税管理人
なお、台帳に記載された価格に不服がある場合は、縦覧開始日から納税通知書受け取り後30日以内に、固定資産評価審査委員会に文書で審査を申し出ることが出来ます。

※くわしくは資産税課(☎ 20-1514)へ。

